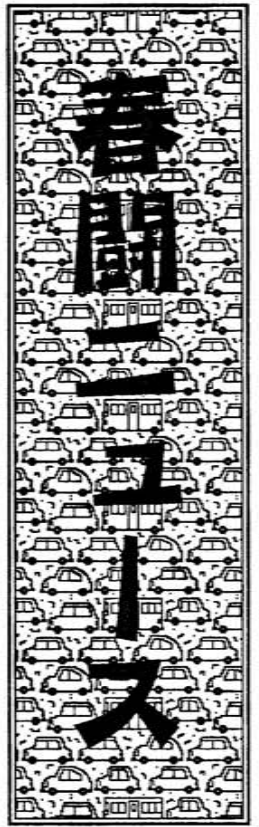


公出手当足切り引き下げで合意

09春闘第6回団体交渉



9月11日、宮城一般労働組合日本自動車交通支部は09春闘の第6回団体交渉を会社2階会議室で行い、会社側交渉員7名、組合側交渉員8名で公出手当の足切り見直しについて話し合いを行い、合意に達し、協定を交わしました。

組合はこの間に、団交6回、事務折衝を3回行い、賃金の見直しなど改善を求めてきました。最終的に厳しい状況下をふまえた上で、公出手当の足切り引き下げを求めてきました。

山口支社長は「厳しい状況は変わらないがこの現状は労使双方とも認識している。この状況を打破するためにも、組合が要求している公出手当の足切りを引き下げることで協定していただきたい」と回答しました。

組合は、厳しい現状下で賃金引き下げが多くなかでの回答であると評価し、協定を交わしました。



合意に達し握手を交わす山口支社長と高橋支部長

現状の公出1乗務30000円以上52%を20000円に、0.5乗務で15000円を10000円に引き下げることとで平均營收以上の足切り水準を見直し、拘束時間の問題等をふまえ、改善となりました。

平成21年9月11日

経営側 株式会社グリーンキャブ仙台支社
支社長 山口 慎太郎

労働側 全労連・全国一般 宮城一般労働組合
執行委員長 鈴木 誠
同 日本自動車交通支部
支部長 高橋 源

協 定 書

平成21年9月11日開催の団体交渉において、2009年春季要求について労使双方下記の通り意見の一致をみたので、ここに本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保管するものとする。

記

1. 公休出勤手当を下記のとおりとする。
 - a 当該勤務1.0乗務(2日)で營收が20,000を越えたときは当該營收の52%
 - b 当該勤務0.5乗務(1日)で營收が10,000を越えたときは当該營收の52%
 - c 当該勤務1.0乗務(2日)で營收が20,000に未達の場合は当該營收の44%
 - d 当該勤務0.5乗務(1日)で營收が10,000に未達の場合は当該營收の44%

尚、実施日については平成21年9月1日からとする。

以上をもって2009年春季要求の一切を終了したものとす。

以 上